

横浜国立大学国語・日本語教育学会会則

- 一、(名 称) 本会は、横浜国立大学国語・日本語教育学会と称する。
- 二、(目 的) 本会は、国語学・国文学・漢文学・国語教育・日本語教育・書写書道に関する研究を行い、併せて会員相互の親睦を図ることをもつて目的とする。
本会は、前項の目的を達するため、次の事業を行う。
 - 三、(事 業)
 1. 学会誌の発行、図書の発行
 2. 大会、研究発表会、講演会等の開催
 3. その他必要と認める事業
 - 四、(会 員)
 1. 本学教員、附属学校教員、大学院生、学部学生および卒業生・修了生
 2. 本学教員であつた者
 3. その他評議会の承認を得た者
 - 五、(役 員)
 1. 代表 一名
 2. 評議員 若干名
 3. 運営委員(庶務、編集、会計) 若干名
 4. 会計監査 二名
 - 六、(任 務)
 1. 本会の役員は、次の任務を遂行する。
 1. 代表は会を代表し会務を統括する。
 2. 評議員は会の運営に関する事項を審議または決定する。
 3. 運営委員はそれぞれの会務を執行する。
 2. 会計監査は会計を監査する。

七、(選　出)

　　本会の役員は、次の方針により選出する。

八、(任　期)

　　代表・評議員・運営委員・会計監査は会員の中から、それぞれ総会の議を経て選出する。
　　本会の役員の任期は一年とする。ただし、再任は妨げない。

九、(名誉会員)

　　本会に名誉会員を置くことができる。名誉会員は評議会で推薦し総会で承認する。

十、(総　会)

　　本会は年一回の総会を開き、事業の報告、予算決算の審議と承認、役員の選出と承認などを行う。

十一、(会　費)

　　本会の経費は、会費・寄附金その他をもつてこれに当てる。会計年度は四月一日に始まり、翌年三月三十一日に終わる。

十二、(所在地)

　　本会の事務局は、神奈川県横浜市保土ヶ谷区常盤台七九二一 横浜国立大学教育学部国語・日本語教育講座に置く。

十三、(会則変更)

　　本会則の変更は、総会の議を経るものとする。

付　　則

1. 会費は年額一人二千円（大学院生、学部生は年額一人千円）とする。
2. 会費のほかに、会務の円滑な運営を図るため、賛助会費を申し受ける。賛助会費は任意とし、一口千円とする。
3. 学会誌の発行は年一回とし、発行の時期は三月とする。
4. 本会則は、昭和五十七年七月十日から施行する。
5. 本会則は、平成十二年十二月二日から改正施行する。
6. 本会則は、平成二十七年十二月六日から改正施行する。
7. 本会則は、平成二十八年十二月四日から改正施行する。

郵便振替　　口座番号 00230-6-52925

加入者　　横浜国立大学国語・日本語教育学会